

2 評価基準

評価項目			評価のポイント	配点					
大区分	中区分	小区分		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		夜間対応型訪問介護			
				一体型	連携型	一体型	連携型		
応募者の概要		介護保険事業の実施状況	運営するすべての介護サービスについて、次のいずれにも該当し、かつ、下記のサービス(介護予防を含む。)のうち、いずれかを現在提供している者 ①平成26年度以降に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことがない。 ②平成26年度以降に、介護保険法に基づく改善勧告を受けたことがない。 ③広島市内に所在する事業所において平成28年度以降に、本市から介護保険法に基づく同様の指導を2回以上受けたことがない。 ④平成26年度以降に、運営している介護保険サービスに関し、介護保険事業の適正な運営に影響を及ぼすような他法令違反を指摘されたことがないか、又は、指摘された事項をすでに是正している。	5	5	5	5	5	5
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護						
			夜間対応型訪問介護 訪問介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護						
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営するものになっているか。	5		5		5	
		利用者の家族及び地域との連携	家族への情報提供の方法と、運営に関する意見の反映方法はどうか。	10		10		5	
			地域の特性やニーズに対応する取組が認められるか、また、地域とどのように連携を図っていくか。						
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))・管理者予定者	設置運営事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。	5		5		5	
			管理者予定者は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、かつ認知症高齢者の介護について、十分な経験を有した人物か。						
		職員配置・職員研修・人材育成・定着等	基本方針と取組が合致し、特色ある独自の取組があるか。	5		5		5	
			オペレーターは随時対応にあたり、十分な知識と経験を有しているか。	5		5		5	
			訪問介護看護従業者は、定期巡回や随時訪問の実施にあたり、十分な知識と経験を有しているか。	5		5		5	
			訪問看護員は、訪問看護の実施にあたり、十分な知識と経験を有しているか。	5		5		-	
			計画作成責任者は、介護と看護を一体的に提供するために、十分な知識と経験を有しているか。						
			適切な研修の機会を確保するよう計画されているか。	5	85	5	85	5	70
			質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。	5		5		5	
		働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか。	5		5		5		
	事業に必要な機器等の確保状況	利用者情報等を蓄積する機器を備えているか。	5		5		5		
		通信機器は、オペレーターとの適切な通信手段が備えられているか。	5		5		5		
		事業の有効性・補完性	5		5		5		
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故や災害の対策	利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える態勢が整備されているか。	5		5		5	
			事故や災害の対策について、基準に沿って具体的な取組が考えられたものとなっているか。						
		サービスの質の確保	基本方針と取組が合致し、特色ある独自の取組があるか。	5		5		5	
			利用者に対し、適切なサービスを提供することになっているか。	5		5		5	
より手厚いケアを行うため、医療との連携は十分か。			5		5		5		
経営の安定性		法人経営の安定性	経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないか。	5	5	5	5	5	5
開設予定地	道路・周辺状況	利便性の良い場所に位置しているか。	5	5	5	5	5	5	
計				100 [*]		100 [*]		85 [*]	

※ 評価得点が100点(夜間対応型訪問介護は85点)満点中6割以上かつ大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の6割以上であること

3 評価の視点

評価項目			視 点		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護		
大区分	中区分	小区分			一体型	連携型		
事業所運営	事業所運営 の基本方針	事業所の運営方針	運営方針	地域密着型サービス事業の一般原則を十分認識した運営方針を定めている				
				利用者本位のサービスを提供するため、職員が守るべき倫理を明文化し、職員に徹底するための具体的な取組がある				
				運営基準を理解し、法令遵守を意識したサービスが提供できるよう職員に徹底するための具体的な取組がある				
				職員全員が年1回以上自己評価に参加し、提供しているサービスを見直すための具体的な取組がある				
				外部評価を受け、明確となった課題及びその解決策を職員全員が共有し、業務改善を進めるための具体的な取組がある				
		利用者の家族及び地 域との連携	家族への情報提供と 意見の反映	利用者や家族が事業所へ意見や提案を行える機会を設け、それらを運営に反映することになっている				
				地域特性への対応	通常の事業の実施地域内にある地域資源を具体的に把握している			
			地域の特性を踏まえ、地域ニーズへの対応について、具体的な取組がある					
			地域資源を積極的に活用する具体的な取組がある					
		介護・医療連携推進 会議	事業計画書提出日までに、地域の医療関係者、地域包括支援センター、地域住民の代表者等に「介護・医療連携推進会議」への参加を依頼済みである					
			当該会議で共有する介護と医療に関する課題及び今後の連携について、具体的な取組がある					
		事業所管理 運営	運営母体(法人代表 者(予定者))・管理者 予定者	法人代表者(予定者)	次の地域密着型サービスのうち、いずれかの事業所を経営している (夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)			
					設置運営事業者募集に応募した明確な動機がある			
			管理者予定者	介護保険事業所での経験が5年以上ある者を充てる				
	介護保険事業所の管理者経験がある者を充てる							
	職員配置・職員研修・ 人材育成・定着等		基本方針及び独自の 取組	職員配置・職員研修・人材育成・定着等に関して適切な基本方針が設定され、その基本方針に基づく独自の取組がある				
					オペレーター	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員のうち、複数の職種をオペレーターとして配置する		
						地域保健や高齢者保健福祉に関する相談業務への従事経験者を1名以上配置する		
						定期巡回随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護事業所のオペレーター経験者を1名以上配置する		
						基準第3条の4第5項各号に掲げる事業所又は施設の職員をオペレーターとして充てていない		
						実務経験1年以上(初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者においては3年以上)のサービス提供責任者を含まない		
			随時対応サービスを、他の事業所に委託しない					
			訪問介護看護従業者	訪問介護看護従業者(非常勤職員を含む。)の総数のうち、経験年数3年以上の職員を30%(算出は、常勤換算方法とする。以下同じ。)以上配置する				
				訪問介護従業者(非常勤職員を含む。)の総数のうち、介護福祉士を40%以上配置する				
		訪問介護従業者(非常勤職員を含む。)の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が60%以上配置する						
		訪問介護看護従業者(非常勤職員を含む。)の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上配置する						
	訪問看護員 ^{*1}	訪問看護事業所での勤務経験者を1名以上配置する						
准看護師によるサービス提供がない								
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有する職員を配置する								
計画作成責任者	常勤の保健師又は看護師を充てる							
	介護支援専門員を充てる							
	アセスメントを毎月1回行う							
	当該事業所の看護職員によりアセスメントを行う							
職員研修	資格取得のための休暇の付与又は費用の援助等を実施することにしており、就業規則等で職員に周知する							
	個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成し、研修を実施する							
	概ね1月に1回以上、全ての訪問介護看護従業者を対象に、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議」を開催する							
	認知症介護の研修を実施する							
	ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する							
	高齢者虐待及び身体拘束に関する研修を実施する							
	事業所管理者の資質向上のための研修の実施について具体的な取組がある							
	外部研修へ積極的に派遣する							
質の高い中核の人 材育成・定着等	介護職員処遇改善加算Ⅰが算定できる体制を整備する							
	応募者が運営する事業所及び施設において、ひろしま介護マイスターを養成した実績がある							
	すべての訪問介護看護従業者に対して、一年以内ごとに1回、健康診断を実施する							
働きやすい環境づくり	福利厚生の充実や労働環境の改善などの具体的な取組がある							
	職員の不安を解消するための相談支援体制等を整備する							

評価項目			視 点		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		夜間対応型 訪問介護
大区分	中区分	小区分			一体型	連携型	
	事業に必要な機器等の確保状況	情報機器	利用者の心身の状況等を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できる機器を所有している				
			クラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されている				
			利用者情報の管理は、オペレーターが所有する紙媒体のケース記録によるものだけではない				
		通信機器	ペンダント形の発信機など、利用者の使い勝手に配慮したケアコール端末を配布する				
			利用者に配布するケアコール端末は双方向通話、テレビ電話等の機能を有している				
			利用者の所有する家庭用電話や携帯電話を通信機器として活用しない				
		事業の有効性・補完性	サービス提供エリア	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物へサービス付住宅等の居住施設を併設する計画がない(将来的にも併設しない)			
				実施地域の範囲を複数の日常生活圏域とする			
				実施地域の範囲を1行政区以上とする			
		連携指定訪問看護事業所	連携指定訪問看護事業所	契約に基づき連携する訪問看護事業所が複数ある			
	連携する訪問看護事業所が、事業所と同一の日常生活圏域内にある						
	利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故や災害の対策	苦情処理体制	具体的な苦情解決の仕組みを設ける			
				苦情や要望をもとに、サービスを改善するための具体的な取組がある			
			個人情報保護	個人情報保護のためのガイドラインを作成する			
				利用者や家族から過去のサービス提供実績についての情報開示請求があった場合について、必要な手続きを定めるとともに、その仕組みについて、利用者や家族に説明する			
			事故・災害発生時の対応	事故発生時の対応マニュアルを整備する			
				会議等で定期的に事例やヒヤリハットについて協議し、事故の再発防止のための独自の取組を行う			
		各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する					
		サービスの質の確保	基本方針及び独自の取組	サービスの質の確保に関して適切な基本方針が設定され、その基本方針に基づく独自の取組がある			
				利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービスの提供			
			利用者の尊厳に配慮するなどした適切なサービスの提供	利用者の虐待防止のための具体的な取組がある			
夜間の訪問サービスのため、利用者宅の鍵の具体的な取り扱いについて定めている							
認知症の利用者が在宅で生活を続けるための支援について具体的な取組がある							
利用者の服薬管理を適切に行うための具体的な取組がある							
医療との連携 ^{※1}			摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアを行う具体的な取組がある				
	事業開始時に「緊急時訪問看護加算」が算定できる体制を整備する						
	事業開始時に「特別管理加算」が算定できる体制を整備する						
	事業開始時に「ターミナルケア加算」が算定できる体制を整備する						
経営の安定性	法人経営の安定性	法人経営の安定性	事業開始時に「24時間通報対応加算」が算定できる体制を整備する				
			「生活機能向上連携加算」を算定する予定としている				
			当該事業所を医療機関に併設又は本市内に同一法人の医療機関がある				
			地域医療との密接な連携について、具体的な計画があり、実現可能性が高い				
決算期を3期以上経た法人である	3年連続で営業利益を出している	直近の会計年度において、流動資産が流動負債を上回っている	直近の会計年度において、債務超過となっていない				
開設予定地	道路・周辺状況等	道路状況	敷地の2面が道路に面しているか、又は1面でも対面通行可能(事業所から車が直接出入りできる道路であること)				
			無理なく離合可能な幅員(6m以上)を有する道路から出入り可能				
	立地条件	市街化区域に整備する					
		随時訪問にあたり、通常の事業の実施区域全域に30分以内に到着できる					
	公共交通機関	広島市立地適正化計画における都市機能誘導区域内					

※1 連携型にあつては、連携予定の指定訪問看護事業者の状況

【重要】計画を実行するための具体的な取組内容を記載してください。